

# 高松市立木太小学校いじめ防止基本方針

平成25年10月1日策定

平成30年9月1日改定

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ必要がある。

（平成29年度 高松市教育委員会 高松市いじめ防止基本方針）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにし、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童・保護者、関係機関等に説明する。学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

道徳の時間には「生命の尊さ」や「公正・公平・社会正義」についての指導を重点的に行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをする事や知らん顔をする事も「傍観者」として、いじめに加担していることを気づくようにする。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

### ① あいさつ運動

児童会や児童の有志を中心としてあいさつ運動を展開する。気持ちのよいあいさつを行った児童については、昼の放送の時間に全校生に紹介したり、あいさつ缶バッジを渡したりする。

### ② ありがとうの日

毎月3日から9日を自己肯定感を育てる日（ありがとうの日）として位置づけ、心のノートや道徳ノートを活用して心と心の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

### ① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ なかよし活動での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
 

学級で構成的グループエンタウナーの視点を活かしたゲームを行ったり、対話を中心とした交流をしたりして、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中で認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- ③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 

日常の授業において、児童が主体的に学ぶための学習スタイルを教師も児童も重視することで、児童が見通しをもって学習に取り組めるような発問や指導方法を工夫する。
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
 

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるようにすることで社会性の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) いじめの早期発見

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「先生あのね月間」における相談活動や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 年2回のYP（横浜プログラム）や「先生あのねアンケート」を行い、いじめや問題行動の早期発見・早期対応を押し進める。
- オ 日頃から、学校は、市教委、家庭、地域社会、関係機関と、相互の信頼関係を基盤として連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

#### (2) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、保護者に報告・相談した上で、関係児童や教職員から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録しておく必要がある。

- ア 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- イ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ウ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

#### (3) 教職員の資質の向上と専門的知識を有する者の配置・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者の配置・活用等に努める。

#### (4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

#### (5) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、ハートアドバイザー、PTA会長、PTA生活指導部長、高松北警察署、主任児童委員（2人）